

二 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）

改正案

現行

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率

目次

第一章 (略)

第二章 連結レバレッジ比率(第二条―第九条)

第三章 単体レバレッジ比率(第十条―第十七条)

附則

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇九 (略)

(削る)

(削る)

十〇二十一 (略)

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

目次

第一章 (略)

第二章 連結レバレッジ比率(第二条―第九条)

附則

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇九 (略)

十 自己保有資本調達手段 自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。

十一 対象資本調達手段 自己資本比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。

十二〇二十三 (略)

(削る)

二十二・二十三 (略)

(削る)

二十四～三十八 (略)

三十九 特別目的会社等 自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいう。

四十 総株主等の議決権 自己資本比率告示第二条に規定する総株主等の議決権をいう。

(連結レバレッジ比率)

第二条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(第十条において「開示告示」という。)第一条第一項第五号に規定する金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

資本の額

連結レバレッジ比率＝

二十四 ウォーク・アウェイ条項 第七条第三項第四号に規定する

法的に有効な相對ネットイング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当該当事者の相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項をいう。

二十五・二十六 (略)

二十七 マーケット・リスク相当額 自己資本比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。

二十八～四十二 (略)

(新設)

(新設)

(連結レバレッジ比率)

第二条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

資本の額

連結レバレッジ比率＝

(連結の範囲)

第三条 前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第十一条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

(オン・バランス資産の額)

第六条 前条第一号に掲げる額は、連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。以下この章において同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一～三 (略)

四 自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本調達手段（同条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。）、無

(連結の範囲)

第三条 前条に規定する連結レバレッジ比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、同令第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

(オン・バランス資産の額)

第六条 前条第一号に掲げる額は、連結貸借対照表（第三条に定める連結の範囲について作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一～三 (略)

四 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に定

形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に定める普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Tier1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に定めるその他Tier1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五（略）

（デリバティブ取引等に関する額）

第七条（略）

2 前項第一号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあつては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一・二（略）

三 想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下この章において同じ。）の合計額

3 前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができる。

める普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Tier1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に定めるその他Tier1資本に係る調整項目の額をいう。以下同じ。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五（略）

（デリバティブ取引等に関する額）

第七条（略）

2 前項第一号のエクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあつては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一・二（略）

三 想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。）の合計額

3 前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号

一〇三 (略)

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相對ネット取引契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であつて、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第六項及び第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること。

4・5 (略)

6 第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たつては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相對ネット取引契約（ウォーク・アウェイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となつた後の額が正となつた場合であつても、当事者の相手方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一・二 (略)

7 第三項ただし書の規定は、前項の場合における法的に有効な相對ネット取引契約の対象であるデリバティブ取引等について準用する。この場合において、第三項ただし書中「当該額」とあるのは

の再構築コストの額とすることができる。

一〇三 (略)

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相對ネット取引契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であつて、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること。

4・5 (略)

6 第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たつては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相對ネット取引契約（第三項第四号に規定する法的に有効な相對ネット取引契約をいい、ウォーク・アウェイ条項を含むものを除く。以下この項及び第八項において同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一・二 (略)

7 第三項の規定は、前項第一号に定める額について準用する。この場合において、第三項中「前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額」とあるのは

「第六項第一号に規定するネット再構築コストの額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

10 前項の銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第四条に規定する資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11・12 (略)

(レポ取引等に関する額)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットイング契約の対象となるレポ形式の取引の全てについて、マーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リ

「第六項第一号に定める額は、同項に規定する法的に有効な相対ネットイング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

10 銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第四条に規定する「資本の額」をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を前項の銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11・12 (略)

(レポ取引等に関する額)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットイング契約の対象となるレポ形式の取引の全てについて、マーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれない場合には、当該取引について、次の

スク相当額をいう。次項において同じ。)の算出の対象に含まれない場合には、当該取引について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \Sigma C_i)$$

E*は、法的に有効な相対ネットインング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

E_iは、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C_iは、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

- 5 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、当該レポ形式の取引について、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、同項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

一・二 (略)

6 (略)

第三章 単体レバレッジ比率

算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \Sigma C_i)$$

E*は、法的に有効な相対ネットインング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

E_iは、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C_iは、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

- 5 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、当該レポ形式の取引について、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、同項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができるものとする。

一・二 (略)

6 (略)

(新設)

(単体レバレッジ比率)

第十条 開示告示第一条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。

資本の額

単体レバレッジ比率＝

総ロクメスーギャーの監

(算出の方法等)

第十一条 単体レバレッジ比率(前条に規定する単体レバレッジ比率をいう。次項において同じ。)は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)に基づき作成することとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行が特別目的会社等(銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。)を有する場合には、単体レバレッジ比率は、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合における当該銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

(資本の額)

第十二条 第十条の算式における資本の額は、自己資本比率告示第十四条第二号に定めるTier1資本の額をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(総エクスポージャーの額)

第十三条 第十条の算式における総エクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額をいう。

(新設)

- 一 オン・バランス資産の額
- 二 デリバティブ取引等に関する額
- 三 レポ取引等に関する額
- 四 オフ・バランス取引に関する額

(オン・バランス資産の額)

第十四条 前条第一号に掲げる額は、貸借対照表又は連結貸借対照表

(新設)

(第十一条第二項に規定する連結財務諸表に係る連結貸借対照表をいう。以下この章において同じ。)の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- 一 支払承諾見返勘定の額
- 二 デリバティブ取引等に関連する資産の額(デリバティブ取引等により生じる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。)
- 三 レポ形式の取引に関連する資産の額(レポ形式の取引により生じる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。)
- 四 自己保有資本調達手段(自己資本比率告示第二十条第一項第一

号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本調達手段（同条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。）、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第十七条第二項に定める普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を除いた額及びその他Tier1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第十八条第二項に定めるその他Tier1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を除いた額の合計額

五 自己資本比率告示第十七条第二項第一号二に掲げる額

（デリバティブ取引等に関する額）

第十五条 第十三条第二号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 デリバティブ取引等（自己の名をもつて他人の計算において行うデリバティブ取引等を除く。）について算出したエクスポージャーの額

二 デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額

2 前項第一号に掲げる額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる額にあつては、銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

一 再構築コストの額の合計額

（新設）

二 アドオンの額の合計額

三 想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下この章において同じ。）の合計額

3

前項第一号の再構築コストの額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等については、当該額から、現金で受領した変動証拠金の額を除いた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の再構築コストの額とすることができる。

一 銀行が現金で受領した変動証拠金が分別管理されていないこと。

二 デリバティブ取引等について銀行が営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三 銀行が変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネツティング契約（当事者の一方に当該契約の対象となるデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、当該契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であって、当該デリバティブ取引等を一の債権又は債務とすることができる契約をいう。第六項及び第十二項第四号において同じ。）の対象となるものであること

4 第二項第二号のアドオンの額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 クレジット・デリバティブ以外のデリバティブ取引等（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。） 次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、それぞれ当該取引の想定元本の額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、当該掛目に残存交換回数に乗じた値）を乗じて得た額

取引の区分		外国為替関連取引及び金関連取引		
残存期間の区分	掛目	一年以内	一年超五年以内	五年超
	(パーセント)	一・〇	五・〇	七・五
		〇・〇		

引	その他のコモディティ関連取		貴金属関連取引（金関連取引を除く。）				株式関連取引			金利関連取引
	一年超五年以 内	一年以内	五年超	一年超五年以 内	一年以内	五年超	一年超五年以 内	一年以内	五年超	一年超五年以 内
	十二・〇	十・〇	八・〇	七・〇	七・〇	十・〇	八・〇	六・〇	一・五	〇・五

	五年超
	十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定されるデリバティブ取引等については、次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができる。ただし、この場合においても、金利関連取引に係る掛目は〇・五パーセントを下回ることができない。

(注2) 取引の区分欄に掲げる取引に該当しないデリバティブ取引等は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

二 クレジット・デリバティブ 次の表の上欄に掲げる原債務者の種類の区分に応じ、それぞれ当該クレジット・デリバティブの想定元本の額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

原債務者の種類	掛目
優良債務者	(パーセント) 一
	五・〇

(注1)

銀行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、銀行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限りアドオンの額を算出するものとする。この場合において、銀行は、当該アドオンの額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションが当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約

が終了するものについて準用する。

5 前項の規定にかかわらず、第九項の規定により第二項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合にあつては、銀行がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブのアドオンの額を零とすることができる。

6 第二項第一号及び第二号に掲げる額を算出するに当たっては、その算出対象となるデリバティブ取引等が法的に有効な相対ネットティング契約（ウォーク・アウェイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となつた後の額が正となつた場合であつても、当事者の相手方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の対象である場合には、第三項本文及び前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額に代えて、当該各号に定める額を用いることができる。

一 再構築コストの額 ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した時価を相殺した後の純額をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。次号において同じ。）

二 アドオンの額 次の算式により得られた額（以下この号において「ネットのアドオン」という。）

$$R_{Net}^1$$

$$A_{Net} = 0.4 \times A_{Gross} + 0.6 \times \frac{R_{Gross}^1}{A_{Gross}}$$

$$R_{Gross}^1$$

A_{Net} は、ネットのアドオン

A_{Gross} は、グロスのアドオン（法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額を合計した額）

RC_{Net} は、ネット再構築コストの額

RC_{Gross} は、グロス再構築コストの額（法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合計した額）

7 | 第三項ただし書の規定は、前項の場合における法的に有効な相対ネットインング契約の対象であるデリバティブ取引等について準用する。この場合において、第三項ただし書中「当該額」とあるのは「第六項第一号に規定するネット再構築コストの額」と、「の再構築コストの」とあるのは「に定める」と読み替えるものとする。

8 | 第四項及び第五項の規定は、第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額について準用する。この場合において、第四項中「第二項第二号のアドオンの額」とあるのは、「第六項第二号の算式の法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるデリバティブ取引等についてその単位ごとに算出したアドオンの額」と読み替えるものとする。

9 | 第二項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額

から銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。

一 参照債務が単一の債務である場合 次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

ロ 銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二 参照債務が二以上の債務である場合 次に掲げる全ての要件を満たすもの

イ 銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ 銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10) 前項の銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（第十二条に規定する資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少している場合には、当該減少額を当該銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合

において、当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの時価評価することによって資本の額が増加している場合には、当該増加額を当該銀行がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

11| デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額と当該デリバティブ取引等により生じる債務の額とを相殺した後の額の合計額が、貸借対照表上又は連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額を第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額とする。

12| 第一項第二号のデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を算出するに当たっては、当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額（前項の規定による相殺前の額を含む。）から、次に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等について現金で差し入れた変動証拠金の額（デリバティブ取引等の再構築コストの額が零を下回る場合には、当該額を零から差し引いた額を上限とする。）を控除することができる。

一| 銀行が現金で差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。

二| デリバティブ取引等について銀行が営業日ごとに時価評価を行っているっており、差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三| 銀行が変動証拠金として差し入れた現金がデリバティブ取引等

の決済通貨と同一であること。

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相對ネットディング契約の対象となるものであること。

(レポ取引等に関する額)

第十六条 第十三条第三号に掲げる額は、次に掲げる額(自己の名をもつて他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。)の合計額とする。

一 レポ形式の取引における現金の受取債権の額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が、貸借対照表上又は連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、当該受取債権の額とする。次項において同じ。)の合計額

二 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額の合計額

2 前項第一号のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たっては、当該受取債権を生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引(以下この項において「両取引」という。)が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権の額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)として計上することができる。

(新設)

- 一 両取引の最終清算日が同一であること。
- 二 当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - イ 銀行の意思の通知があった場合に行われることが可能であること。
 - ロ 取引の相手方の信用が毀損された場合に銀行の意思の通知なくして行われることが可能であること。
- 三 銀行及び取引の相手方に両取引を同時に決済する意図があること又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われること。
 - 3 | 第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、次の算式により得られた額とする。
$$E^* = \max(0, E - C)$$

E*は、個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

Eは、個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

Cは、個別のレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額
 - 4 | 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットリング契約の対象となるレポ形式の取引の全てについて、マーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第十四条各号の算式におけるマーケット・

リスク相当額をいう。次項において同じ。)の算出の対象に含まれない場合には、当該取引について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

$$E^* = \max(0, \frac{SE - SC}{L})$$

E*は、法的に有効な相対ネットインング契約の効果を勘案した後の取引の相手方に対するエクスポージャーの額

E₁は、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C₁は、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方より受領している資産の時価の額

5

前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットインング契約の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、当該レポ形式の取引について、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、同項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

一 当該レポ形式の取引の全てについて、銀行が営業日ごとに時価評価を行っていること。

二 当該一以上の取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

6 | 前二項の法的に有効な相對ネットティング契約は、次に掲げる全ての要件を満たす契約をいう。

一 | 当事者の一方に当該契約の対象となるレポ形式の取引を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者による当該契約の対象となる全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、かつ、一の債権又は債務とすることができ、かつ、担保の速やかな処分が可能な契約であること。

二 | 当該契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第十七条 第十三条第四号に掲げる額は、銀行が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる額の合計額とする。

一 | 相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

二 | 対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

三 | 証券化エクスポージャーの額の合計額

2 | 前項第一号に掲げる額は、銀行が行う次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるもの想定元本の額と同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

オフ・バランス取引の区分	掛目
--------------	----

(新設)

	一	二	三
	<p>次に掲げるコミットメント（三の項口に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 任意の時期に無条件で取消し可能なもの</p> <p>ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に意思の通知なくして取消し可能なもの</p>	<p>次に掲げる取引</p> <p>イ 原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項口に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行が発行又は確認したものに限る。）</p>	<p>次に掲げる取引</p> <p>イ 特定の取引に係る偶発債務（二の項口に掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 短期証券引受契約</p>
<p>(パーセント)</p> <p>一</p>	<p>十</p>	<p>二十</p>	<p>五十</p>

<p>ハ 原契約期間が一年超であるコミットメント（一の項及びロに掲げるものを除く。）</p>	<p>四 信用供与に直接的に代替する偶発債務（銀行がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項ロ及び三の項イに掲げるものを除く。）</p>
	<p>百</p>

(注) 銀行が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であつて、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3 | 第二項第二号に掲げる額は、銀行が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一 買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が銀行の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4 第一項第三号に掲げる額は、銀行が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント
- 二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 三 前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

附則

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第二条 適用日から起算して三年を経過する日までの間における次の各号に掲げる額については、当該各号に定める規定の定めるところによる。

- 一 第六条第四号に規定する普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額の算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一

附則

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第二条 適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額において、その算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「自己資本比率改正告示」という。) 附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率

部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。以下「自己資本比率改正告示」という。）附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率告示第八条第十項第一号

- 二 第十四条第四号に規定する普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額の算定に係る自己資本比率告示第二十条第七項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額 自己資本比率改正告示附則第八条第一項において読み替えて適用する自己資本比率告示第二十条第七項第一号

（資本の額に係る経過措置）

第三条 適用日から起算して七年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

- 一 第四条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Tier1資本に係る基礎項目の額

- 二 第十二条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十八条第一項に定めるその他Tier1資本に係る基礎項目の額

2 適用日から平成三十年三月三十一日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に定めると

告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条 適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条の規定によるTier1資本の額（以下単に「Tier1資本の額」という。）において、その算定に係るその他Tier1資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Tier1資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

2 適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるTier1資本の額において、その算定に係る普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第五条第一項に定める普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）につい

ころによる。

一 第四条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第五条第一項に定める普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額

二 第十二条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十七条第一項に定める普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額

3 適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に掲げる額

4 適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第二項及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

ては、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

3 適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるTier1資本の額において、その算定に係る普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

4 適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるTier1資本の額において、その算定に係るその他Tier1資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第二項及び第六条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5 適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の

一 第一項第一号に掲げる額

二 第一項第二号に掲げる額

5 適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

一 第四条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第五条第二項に定める普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額

二 第十二条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十七条第二項に定める普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額

6 適用日から起算して三年を経過する日までの間における次に掲げる額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

一 第四条の規定によるTier1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第二項に定めるその他Tier1資本に係る調整項目の額

項を除く。）に定めるところによる。

6 適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

二|第十二条の規定によるTier 1資本の額の算定に係る自己資
本比率告示第十八条第二項に定めるその他Tier 1資本に係る
調整項目の額